

第10期 事業計画

自 平成29年4月 1日
至 平成30年3月 31日



一般社団法人
JBN・全国工務店協会



事業方針

消費低迷と少子高齢化、人口減少などの社会構造的な問題が進行している昨今、住宅マーケットの収縮を抱える業界にとっては、いかに付加価値のある住宅を提供するかが生き残りためのポイントになると思われる。

- ① 東日本大震災から5年目となる昨年には熊本大地震が発生。この時に、全木協を組織する全国の全建総連の大工や、熊本を中心とする九州の工務店の尽力により、地域材を活用しながら性能の良い本畳敷の応急仮設木造住宅（563戸）、談話室・集会場（59戸）を工期内に完成することができた。このことは、被災地域・地域住民に貢献すると同時に、当該工務店や大工をはじめとして、JBN並びにJBN連携団体にとっても大きな自信に繋がったといえる。引き続き、全建総連との連携を通して、団体同士の支援の輪を広げる。
- ② 近年、工務店業界の新しい事業活性化の波として優良な中古流通にかかわる現況検査員（インスペクター）の誕生、有料維持管理業務、中大規模木造建築物などが拡大・普及し始めており、特に中大規模木造建築は工務店にとっては、住宅に代わる大きなマーケットに成長するものと期待されている。これまで関心が希薄であった会員に対して情報提供をし、裾野を広げる。
- ③ 本年JBNでは、林野庁の支援によって、既に取得済みの板張り外壁30分防火構造に加え、新たに板張り外壁45分、60分準耐火構造の大臣認定を取得した。中大規模建築物・防火指定のある地域にも外装無処理のムク板の内外装の建物が増え、工務店の活躍・躍進が大いに期待される。効果的かつ効率的に無垢材の活用を推進する。
- ④ 工務店にとっては、長年のテーマでもある大工の人材不足が深刻化し、特に次代を担う若手の育成が急務となっている。そのため、JBNでは「大工育成WG」を立ち上げ、厚労省の認可を目標とした育成事業を開始し、一人一人の大工が3年である程度の収入が得られるようなスキルアップを計ることを目指している。
このように、JBNはストック住宅を守るために、社会資本としての大工の育成に国とともに取り組んでいく考えである。



目 的

当法人は、地域工務店（住宅の新築及びリフォーム等を行う中小建築事業者をいう。）と関連事業者等を会員として構成される全国団体で、業務、技術、人材、品質、情報等の面から会員をサポートし、地域工務店と建設業界を取り巻く関連事業者と共に業界を形成し、持続的且つ、健全な発展を図り、地域の良好な住環境の整備に貢献することを目的とする。また、その目的に資するため次の事業を行う。

- （１）地域工務店の業務支援に関する事業
- （２）地域工務店の技術支援に関する事業
- （３）地域工務店の後継者及び人材育成に関する事業
- （４）地域工務店の業務に関する情報等の提供に関する事業
- （５）地域工務店の業務に関する研修・講習に関する事業
- （６）住宅及びその施工の品質の確保及び、認証に関する事業
- （７）技術に関する資格認定試験の実施、資格の認定及び更新に関する事業
- （８）住宅履歴の管理及び活用に関する事業
- （９）損害保険の代理業務
- （１０）特定住宅瑕疵担保責任保険の履行の確保等に関する法律、その他の法律により住宅瑕疵担保責任保険法人が行う業務の取次ぎに関する事業
- （１１）住宅ローンの斡旋及び住宅ローンの事務手続きの代行に関する事業
- （１２）地域工務店の経営基盤の強化等を図る事業
- （１３）消費者の保護に係る事業
- （１４）前各号に掲げる事業に付帯関連する一切の事業 【定款第 3 条（目的）より】



1. 事業

木造住宅の生産に関わる人材の育成に対して、講習会・研修・セミナーの充足を図り、地域工務店の技術力向上の普及啓発に努める。

(1) 地域工務店の業務支援に関する事業

①長期優良住宅普及事業

長期優良住宅基本設計セミナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3会場

②リフォーム支援事業

1) 長期優良住宅化リフォームセミナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3会場

2) メンテナンスの必要性とおさまりの考え方セミナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・「新規」5会場

3) 国産材を使用したマンションリノベーション研修会・・・・・・・・・・・・・・・・・・「新規」3会場

(2) 地域工務店の技術支援に関する事業

設計者向け支援事業(講習会)

1) 山辺豊彦の木構造講習会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2会場

2) 耐震診断実務者講習会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 「新規」3会場

3) 住宅デザインについて考えるセミナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 「新規」3会場

4) 工務店の ZEH 対応講習会(実例・計算・申請)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6会場

5) 早書きパース研修・・ 3会場

6) 住宅工事仕様書セミナー(住宅金融支援機構)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2会場

(3) 地域工務店の後継者及び人材育成に関する事業

大工育成研修

大工育成に本格的に取り組む団体であることを宣言。若い人が大工に入職しにくい現状になっており、大工減少が続いている。これらを踏まえて、実際に大工育成している工務店の立場から提案・実践していく。また、後進を指導できる指導者を育成する。

以下の木造住宅の基礎等を教えることで幅広い知識を活用できる大工・職方・現場監督等の育成を図る。

1) 現場マナー・社会人常識・コミュニケーション 2) PC 演習(ワード・エクセル・CAD)

3) 安全衛生・施工管理 4) 木造概論・木造施工一般・木造架構

5) 規矩術(1級大工技能士レベル・基礎)

・木材加工の基本技術研修(のみ・かな・のこぎりなどの基礎的な使用方法)

・建築大工技能士受験対策研修会・規矩術後進指導者研修会

・大工/職人/協力会社向け現場マナー研修・安全衛生/施工管理を中心とした監督研修

(3) 地域工務店の後継者及び人材育成に関する事業

○工務店の社員の力を高める育成研修○

1) 「会社内の NO. 2 をどう育てるか」事業継承等の研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・「新規」2会場

2) 若手社員研修・・ 「新規」2会場

(4) 地域工務店の業務に関する情報等の提供に関する事業

①「安心 R 住宅」の住宅を提供する事業者団体への登録



国土交通省は、消費者が安心して購入できる既存住宅に対するブランド制度「安心 R 住宅」を新設する方針を明らかにした。告示化し、運用を開始する予定。新制度を足掛かりに、JBNとして事業者団体登録を目指し、既存住宅流通市場のさらなる活性化を図る。

②情報提供事業

- 1) 定期刊行 「JBN レポート」 5 月・7 月・9 月・11 月・平成 30 年 1 月・3 月
 送付先：JBN 正会員、関連事業者（協力）、支援団体、JBN 連携団体、特定行政庁、関係官公庁、関係団体、その他
- 2) 定期発送 セミナー・講習会案内、関連資料等、関連事業者（協力）会員情報資料
 送付先：JBN 会員・関連事業者（協力）会員・連携団体・関係官公庁・関係団体
- 3) ホームページによる情報発信
- 4) 緊急、重要な情報については、一斉 FAX による個別送信
- 5) 定期的なメールマガジン配信

（5）地域工務店の業務に関する研修・講習に関する事業

その他研修会事業等

- 1) 委員会主催セミナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・未定
- 2) 現場写真撮影研修会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 会場
- 3) クラウドとは??（入門編）・・・・・・・・・・・・・・・・・・「新規」3 会場
- 4) 工務店の財務会計セミナー（財務諸表の読み方について）・・・・・・・・「新規」3 会場
- 5) 工務店が注意すべきこと（匠総合法律事務所）・・・・・・・・・・「新規」4 会場
- 6) ㈱M's 構造設計の構造計算研修会・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 7) 「国土交通大臣登録耐震診断資格者講習」並びに「耐震改修技術者講習会」・・・・

（7）技術に関する資格認定試験の実施、資格の認定及び更新に関する事業

JBN 仕様認定等事業

- ① JBN 省令準耐火構造及び木造軸組防耐火大臣認定（準防火地域対応・45 分/60 分防耐火認定）の仕様普及に努める。
 ・木造軸組工法による省令準耐火 JBN 仕様認定利用講習会・・・・・・・・・・3 会場
 ・防耐火性能の高い木造住宅の設計・施工指針 JBN 仕様認定利用講習会
 （準防火地域 30 分認定、45 分/60 分防耐火認定）・・・・・・・・・・5 会場
- ② マイホーム借り上げ制度事業
 （良質なストック住宅形成のために、（一社）移住・住みかえ支援機構と連携し、適合住宅の利用推進を図る。）ハウジングライフプランナー資格取得講習会・・・・・・・・・・3 会場
- ③ JBN 公認現況検査員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・「新規」3 会場
 建築士・建築防災協定指定講習会受講者・既存現況検査技術者講習会受講者の 3 つの資格を持ったものを JBN 公認現況検査員として位置付ける。JBN 公認現況検査員定期講習会の開催
- ④ 増改築相談員講習会 紛争処理支援センター・・・・・・・・・・6 会場

（8）住宅履歴の管理及び活用に関する事業

住宅履歴管理サービス（いえもり・かるて）事業

住宅の履歴を残し会員工務店の信頼を高め、お施主様を守るために長期にわたり保存する。また、



ベターリビングと相互の連携強化を図り、それぞれの役割に応じたいえまりのための取り組みを積極的に推進します。

(9) 損害保険の代理業務

- ① (工事保険) JBN 建設総合保障制度・TSC・あんしん得々クラブ等の工事保険等の推進を図る。
- ② (火災保険) JBN いえもり火災保険の利用推進を図る。
- ③ (その他保険)
 - ・業務災害包括補償保険(労災上乘せ福利厚生)「ゴールドプラン」の普及促進を図る。
 - ・業務災害補償制度(経営ダブルアシスト)の普及促進を図る。
 - ・JBN 住設保証サービスを推進する。
 - ・JBN いえ守コール 24 を推進する。

(10) 特定住宅瑕疵担保責任保険の履行の確保等に関する法律、その他の法律により住宅瑕疵担保責任保険法人が行う業務の取次ぎに関する事業

○住宅瑕疵担保責任保険

- 住宅瑕疵担保責任保険法人 4 社と提携している JBN 認定品質住宅(瑕疵担保保険特定団体割引の新築・リフォーム・共同住宅)の普及拡大を推進するとともに、住宅の高品質化を図る。
- ・リフォーム瑕疵保険についても、特定団体割引を瑕疵法人と提携する。
 - ・住宅あんしん保証、JI0、住宅保証機構、ハウスプラス住宅保証の利用促進を図る。

(13) 消費者の保護に係る事業

(地盤調査)

- ① 報国エンジニアリングの利用率促進を図る。ジャパンホームシールドの利用率促進を図る。

(13) 消費者の保護に係る事業

国土交通省が推進する住宅リフォーム事業者の団体登録制度への登録

住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営の確保及び消費者への情報提供を行うなど、一定の要件を満たす住宅リフォーム事業者の団体を国が登録することにより、住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図ることを目的とする・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・定期義務講習会開催

2. 委員会・部会活動

地域工務店の全国組織として、より一層委員会の成果を JBN 会員へ還元・貢献することが主な目的となる。委員会の活動目的、成果目標をより明確にすることで、効率的・効果的にものにするべく運営体制の見直しを進める。これまでの活動の成果を踏まえながら、次の委員会・部会の活動を図る。

(1) 次世代の会 地域工務店の後継者及び人材育成に関する事業(定款目的)

(目的) 地域工務店が必要とされるために、何を学び行動すべきか、知恵を出し合い議論しながら実行していく。また、工務店業界を担うために家づくりや経営等のための研修、国や外部団体における様々な活動への参加と連携及び工務店が住宅産業の主役となるための活動などを通じて、次の世代の工務店経営者を育成する。次世代の経営者同士のネットワークの拡大とブロック毎の次世代の会の設立支援を行っていく。



(2) 担い手育成委員会 地域工務店の後継者及び人材育成に関する事業（定款目的）

（目的）工務店にとっては、長年のテーマでもある大工の人材不足が深刻化し、特に次代を担う若手の育成が急務となっている。そのため、JBN では「大工育成WG」を立ち上げ、厚労省の認可を目標とした育成事業を開始し、一人一人の大工が 3 年である程度の収入が得られるようなスキルアップを計ることを目指す。

(3) 環境委員会 地域工務店の業務に関する情報等の提供に関する事業（定款目的）

（目的）消費税増税後、住宅着工戸数がさらに減少し工務店の淘汰が一層進むとみられるなか、我々工務店は近年にない大きな問題を抱えている。その一つは省エネ若しくはゼロエネに対応した住宅を供給することであり、もう一つはお客様と出会う方法が SNS などにより大きく変化して来たため、集客コストが UP し、受注に大きな不安を抱えるという問題である。このような状況の中で、環境委員会は工務店が省エネ（ゼロエネ）住宅や LCCM 住宅などに取り組むための、情報提供や環境整備を事業として行っていく。委員会 6 回開催（原則として第 2 火曜日）

(4) ZEH 委員会 地域工務店の業務に関する情報等の提供に関する事業（定款目的）

（目的）標準的な新築住宅を 2030 年までに新築平均で ZEH 化するという政策目標に向けて、JBN 会員工務店の ZEH への取り組みを支援し、JBN 会員工務店が新築する戸建住宅の ZEH 率をまずは 2020 年までに 4 割以上とすることを旨とする。そのために国土交通省・経済産業省・環境省と連携し、情報収集、普及啓発の活動を行う。

(5) 政策調査部会 地域工務店の業務に関する情報等の提供に関する事業（定款目的）

（目的）国際情勢、国内の政治経済、社会情勢等が大きく変化する中であって、特に新築需要がなくなる今般、国策に工務店が対応できない現状です。次世代の会のメンバーを中心に、関係諸情報の収集、整理、分析を行うとともに、これらの成果の普及、政策提言等の事業を行うことを目的として設置いたしました。従来のフランチャイズ勉強会とは異なり工務店による工務店のための全国組織であり、業界団体である。部会員は JBN のメリットを明確にし、ステータスのある業界団体を作るための中心の存在である。政策を実践し実務者としての意見要望をまとめ担当役員へ報告後、理事会へ報告する。部会員は JBN をとりまく省庁、各財団、団体、業界の実態を理解するため、意見交換会を開催していく。

(6) 国産材委員会 住宅及びその施工の品質の確保及び、認証に関する事業（定款目的）

（目的）会員工務店の実務に役に立つ国産材及び木材の情報提供を行うことにより、工務店の国産材に対する知見がより高まり、より使いやすい存在となることを目的として、年 4 回の講演会及び現地研修会を行う。並びに林野庁木材産業課との情報交換を定期的に行い、林野庁と地域工務店の意見をつなぐパイプとしての役割を果たす。

【JBN 中大規模 WG】

平成 22 年に施行された公共建築物等の木材利用促進法に基づき、JBN 工務店が新しい仕事の分野として非住宅となる中大規模木造建築の設計と施工を手掛けられるようにするための体



制を整備する。施工体制においては（一社）全国木造建設事業協会（全木協）のパートナーである、全建総連が持つ「建設労働者供給事業」等を通じて整え、連携を深化し、災害時における活動をよりスムーズに進められる体制を強化する。また、本WGでの成果を各都道府県に持ち帰り、地域事情に即した企業間連携によって活動を本格化させる。

- (7) **既存改修委員会** 住宅及びその施工の品質の確保及び、認証に関する事業（定款目的）
（目的）7兆円台になると予想されるリフォーム需要の中で、工務店ならではのリフォーム提案の再確認とともに、今後期待する中古住宅流通におけるリフォームの在り方を検証し、資産価値維持向上のためのメンテナンス計画づくりを行う。これらをベースとして工務店のリフォーム市場拡大のための知見を広げ、講習会等で情報提供を行っていく。

3. 一般事項

(1) 組織拡大増強「組織部会」

工務店実務支援のために、研究・開発の成果物を会員に還元するとともに、なお一層の支援を行なうため、JBN並びにJBN連携団体の事業活動活性化を図り、工務店支援のさらなる充実に取り組む。

①会員の状況（会員増加へ向けた取組み）

- 1) JBN 連携団体未組織県に団体を設立又は既存組織への加入促進を実施する。
新規加入の連携団体設立総会時に会長等の基調講演を行い、JBN 会員入会推進のための普及啓発に努める。
- 2) 既存の JBN 連携団体に向けて、JBN の事業・役割の理解を深めるための JBN 事業説明会を実施し、各都道府県の JBN 連携団体所属工務店会員 40 社以上を目指す。

②JBN 都道府県地域団体の設立

JBN 地域団体を都道府県単位で1団体設立し、その名称は JBN 都道府県団体とする。

(2) 定期会議

- ① 第10期代議員総会「6月28日（水）」船堀タワーホール
- ② 理事会 6月8日、6月28日、9月7日、11月14日、12月8日 平成30年3月9日
- ③ 委員長連絡会議
- ④ 関連事業者（協力）会員会議
- ⑤ 執行部会議・総務会議・財務会議・事業会議

⑥10周年記念大会

設立10周年記念大会として、今年度は東京都にて開催し、JBN 会員の交流及び意見交換、成果発表の場とする。業界・行政への『JBN の対外的アピール』として活用する。また分科会もあわせて開催する。

11月14日（火）大会式典・基調講演・懇親会 会場：ロイヤルパークホテル（水天宮）

15日（水）分科会

⑦連携団体事務局会議開催 【平成30年3月23日】

JBN 連携団体事務局会議を年間数回開催し、国の施策・JBN 事業への理解・周知を図ることで正会員へのフォロー体制を強化する。



⑧ ブロック会議開催（開催地の連携団体と要相談）

- 北海道・東北:9/15「青森開催」●関東北信越:10/20「東京開催」●中部・北陸・近畿:9/22「富山開催」●中国・四国:9/29「山口開催」●九州・沖縄:10/13「鹿児島開催」

ブロック内の連携団体同士の情報交流・活性化を強化する。

⑨ 第4回技能競技大会

会員工務店に所属又は関係する大工の技能競技大会を9月開催し、大工技能の向上、並びに一般消費者への大工技能の広報普及を図る。

4. 協力団体との連携（互いに活動を支援する）

(1) 一般社団法人全国木造建設事業協会

東日本大震災発生により必要になった応急仮設の建設に対応するために、一般社団法人 JBN と全国建設労働組合総連合（全建総連）の団体により一般社団法人全国木造建設事業協会（全木協）を設立しました。全国木造建設事業協会を通じて、災害対応・復旧・復興への体制構築を図るとともに都道府県との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を平成 29 年度中に 30 都県での締結を目指す。（平成 29 年 3 月末現在 25 都県）

全国木造建設事業協会の目的:当法人は、全国の大工・工務店の業務、技術、人材を支援することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。（1）災害時における復旧・復興、応急仮設木造住宅建設に関する事業（2）大工・工務店による木造建築を通じての森林・林業活性化事業（3）大工・工務店の業務及び技術支援に関する事業（4）大工・工務店の後継者及び人材育成に関する事業（5）大工・工務店の業務に関する研修・講習に関する事業（6）大工技能の推進に関する事業（7）前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(2) 全国建設労働組合総連合

全国建設労働組合総連合と協力することで職方などの総連組合加入促進を図り、双方の会員拡大を図る。